

5 検 査

(1) 定期検査

取引又は証明に使用される「はかり」は、計量法第19条及び第21条第1項の規定により、市町村ごとに2年に1回知事が実施する定期検査の受検が義務づけられています。(仙台市内の「はかり」については、仙台市が定期検査を行います。)

本県では、計量法に基づいて県告示により集合検査を実施しています。

イ 定期検査実施特定計量器

質量計(非自動はかり及び分銅・おもり)

ロ 令和4年度定期検査実施市町村

大崎市、気仙沼市、角田市、東松島市、白石市、名取市、岩沼市、涌谷町、美里町、丸森町、加美町、色麻町、南三陸町、女川町、山元町、亶理町

計 7市9町

ハ 集合検査(別表1)

年度	検査日数	検査戸数	検査個数	合格個数	合格率(%)	手数料(円)
令和2	45	1,607	3,886	3,795	97.7	3,384,410
令和3	55	1,963	4,372	4,306	98.5	3,698,490
令和4	43	1,603	3,967	3,893	98.1	3,736,420

※ 計量検定所への持込み検査を含む。

ニ 定期検査に代わる計量士による検査(代検査)の実施

一般社団法人宮城県計量協会に所属する一般計量士 (別表2-1)

ホ 計量証明検査に代わる計量士による検査の実施

一般社団法人宮城県計量協会に所属する一般計量士 (別表2-2)